

# 令和8年度 SDS電子化補助金の 申請手続きについて

(公社)全国労働衛生団体連合会

# 1 本補助金の目的

本補助金は、事業として労働安全衛生法に基づくSDSの受入、作成、提供を行っている企業に標準フォーマット形式を導入していただき、SDSによる危険性・有害性情報等の迅速・適格な通知を図るためのものです。

## 2 対象となるシステム・補助額

# 対象となるシステム

厚生労働省が公表した標準フォーマット形式による  
危険性・有害性情報等（SDS）の出入力機能を有するシステム

## 基準（全てに適合する必要あり）

- ①標準フォーマット形式、紙又はPDFによるSDSのいずれかの読み込み機能を有し、判読可能なSDSとして復元する機能を有するシステム
- ②標準フォーマット形式で出力する機能を有し、労働安全衛生法に準拠していない場合に記入を促す機能等を有しているシステム

## 補助額

**補助対象経費の1/2、ただし上限100万円**

対象	費用	備考
機能実装（新規導入・機能追加）費用	A	SDS標準化の機能実装（新規導入・機能追加）のための費用
OP(SDS標準化)	B	SDS標準化の機能がOP扱いの場合の費用
OP（その他）	C	SDS標準化の機能維持に必要がないOP扱いの機能の費用
保守費用・使用料	D	SDS標準化の機能維持のための費用

**補助対象は、A + B + D**

**補助対象外は、C**

※ リース契約、ライセンス契約、保守契約等の場合は、交付決定後かつシステムの導入後の費用が対象になり、本年度を含めて3年分（36か月分）を事業実施期間中に前払いすれば、その全額を経費とみなして、補助金の対象とすることが可能。

**以上は原則であり、最終的には、審査委員会で個別に判断。**

**なお、導入のためのパソコン等のハードは対象外。**

# 3 補助金の対象者

## <対象者>

### 中小企業基本法第2条第1項に規定される中小企業者

業種	常時使用する 企業全体の従業員数	資本金の額又は 出資の総額
①製造業その他の業種 (②～④を除く。)	300人以下	3億円以下
②卸売業	100人以下	1億円以下
③サービス業	100人以下	5,000万円以下
④小売業	50人以下	5,000万円以下

上記の企業全体の従業員数、資本金の額又は出資の総額のいずれかを満たす者。  
医療法人、NPO法人等で**資本金がない場合は、従業員数で判断。**

# 4 交付申請から 補助金支給までの流れ

# 1 事前準備

労働保険料納付証明書、見積書 等の取得



# 2 システム導入前に必要な書類を添えて、交付申請書の提出

公募期間：令和8年7月1日（水）～11月30日（月）



# 3 交付決定：審査をして交付決定を行います。（約1か月）



# 4 交付決定後、システムの導入等



# 5 必要な書類を添えて、請求書の提出 令和9年2月28日（必着）



# 6 支給決定：審査をして支給決定を行い、指定口座に振り込みます。

# 5 申請について

- ▶ 申請書類の入手：<https://www.zeneiren.or.jp>
- ▶ 電子申請時アドレス：[hojyokin@zeneiren.or.jp](mailto:hojyokin@zeneiren.or.jp)

- ▶ 郵送時の場合の提出先

〒108-0014 東京都港区芝4-11-5 田町ハラビル5階  
(公社) 全国労働衛生団体連合会

# 6 添付書類について

# 交付申請時

必要書類	様式	備考
交付申請書	指定のエクセル様式	
事業場等概要	指定のワード様式	
見積書の写し	任意様式	消費税を除いた金額がわかること。ライセンス契約等の場合は、その期間（最長3年）がわかるようにすること。
誓約書	指定のワード様式	
役員等名簿	指定のエクセル様式	
労働保険料納付証明書等	任意様式	所轄労働局より証明をいただいでください。
申請対象システムの概要	任意様式	カタログ等でも可。
割賦計画書	任意様式	割賦契約者のみ。

# 補助金請求時

必要書類	様式	備考
補助金請求書	指定のエクセル様式	
暴力団排除に関する誓約書	指定のワード様式	
納品書、請求書、 領収書（又は銀行振込明細書）	任意様式	消費税を除いた金額がわかること。 ライセンス契約等の場合は、その期間（最長3年）がわかるようにすること。
割賦契約書及び割賦支払い実績が証明できる領収書等	任意様式	割賦契約者のみ。
売買契約書の写し	任意様式	売買した場合のみ。
全衛連より提供する電子情報をSDSとして印字したもの	任意様式	
システム導入に係るチェックシート	指定のエクセル様式	システム提供事業者の証明が必要。

# 7 問い合わせ先

不明な点等があれば、

▶専用ダイヤルまで

**電話 03-6453-9969**

(平日 10時から16時30分まで)